

「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」 【概要版】

1 県内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 木造建築物の設計・施工の技術の普及、人材育成、CLT等の建築用木材の安全性に関する情報提供
- 建築物木材利用促進協定制度を活用した木材利用の促進
- 公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化。公共土木工事・備品等においても木材利用を促進

2 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 県が整備する建築物は、構想段階から検討を行い、低層の公共建築物については原則として木造化、それ以外のものについてもCLT等の新たな建築用木材の利用も検討し、コストや技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化
- 建築物の内装等の木質化や公共土木工事用資材、備品等における木材利用を推進するほか、木質バイオマス燃料の利用を推進
- 木材の利用にあたっては、可能な限り県産木材を使用

【福岡県農林水産振興基本計画に定める県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標数値】

	現状（令和2年度）	目標値（令和8年度）
木材利用量（m ³ ）	9,657	55,000（5年間累計）

3 県内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 木材の供給に携わる者が連携し、建築用木材の適切かつ安定的な供給に努める
- 県は、原木の安定供給体制や加工・流通体制の強化を図る
- JAS認定材等、強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造費用の低廉化に資する技術の普及

4 その他県内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 県は木材需要拡大推進本部において木材利用を推進するとともに、木材の利用の促進に関する情報収集や提供など必要な支援を行う
- 市町村は県方針に即し作成した市町村方針に基づき、率先してその整備する公共建築物における木材の利用を促進する
- 公共建築物の整備にあたっては、建設コストの適正な管理を図るだけでなく、維持管理等を含むライフサイクルコストの低減についても十分検討